

奈良市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 奈良商工会議所及び奈良市市街地開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、奈良市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、奈良市が作成しようとする基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(名称)

第3条 本会は、奈良市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、奈良県奈良市に置く。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 奈良市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 奈良市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の構成)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 奈良商工会議所
- (2) 奈良市市街地開発株式会社
- (3) 奈良市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要と認められるもの

(委員)

第7条 前条に規定する構成員が指名する者をもって委員とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長及び副会長は、奈良商工会議所及び奈良市市街地開発株式会社からの委員をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の設置)

第11条 協議会の目的を実行するため、運営委員会を設置することができる。

(協議会の監査)

第12条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、委員の中から協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行なったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

4 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、奈良商工会議所とその他団体により負担する。

(解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、奈良商工会議所がこれを精算する。

(その他)

第16条 協議会規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会議に諮り決定する。

(事務局)

第17条 協議会の事務局を奈良商工会議所に置き、庶務を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年3月26日から施行する。
平成20年4月24日、一部改正。